

岩手県告示第651号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 167号	消石灰	68防散消石灰	アルカリ分 68.0	—	株式会社東北 鉄興社	岩手県一関市 東山町松川字 滝の沢198番地	平成29年 6月30日
岩手県第 184号	消石灰	72防散消石灰	アルカリ分 72.0	—	株式会社東北 鉄興社	岩手県一関市 東山町松川字 滝の沢198番地	平成29年 8月17日
岩手県第 243号	魚廃物加工 肥料	魚廃物加工 肥料1号	窒素全量 6.0 リン酸全量 1.0	肥料取締法第3 条第1項に規定 する公定規格の とおり。	有限会社 大 原商店	岩手県久慈市 長内町第43地 割9番地の1	平成26年 8月30日